

# 2019年度 猫のマイクロチップ装着と 不妊去勢手術費用の助成について

猫のマイクロチップ（MC）装着と不妊去勢手術を同時に行う場合の費用の一部を助成します。**助成額は7,500円**です。

（福岡市から3,750円、福岡市獣医師会から3,750円）

飼い猫には  
MC装着を！



【MC装着済みの場合、不妊去勢手術費用の助成のみでもお申し込みいただけます。】

## 《お申込期間》

第1回募集	2019年	6月	1日～	6月20日	（消印有効）
第2回募集	2019年	9月	1日～	9月20日	（消印有効）
第3回募集	2020年	1月	1日～	1月20日	（消印有効）

## 《助成予定数》

第1回募集 100頭、第2回募集 50頭、第3回募集 50頭

## 《助成対象となる猫》

福岡市内で飼育されている猫  
手術時に生後6ヶ月以上で健康な猫

## 《手術を実施する病院》

福岡市獣医師会会員病院

## 《手術を実施する期間》

第1回募集分	2019年	7月1日～	8月31日
第2回募集分	2019年	10月1日～	11月30日
第3回募集分	2020年	2月1日～	2月28日

## 《お申込方法》

裏面の記入例を参照のうえ、福岡市家庭動物啓発センター（ふくおかどうぶつ相談室）まで、官製はがきでお申し込みください。



皮下に埋め込み



リーダーで番号確認

福岡市と福岡市獣医師会では、**飼い猫へのMC装着**を進めています！

- MCは **安全で確実な個体識別方法**として広く使用されています。
- 猫の皮下に埋め込むため **一度装着すると脱落の恐れがありません。**  
[あわせて迷子札（飼い主の連絡先等記載）の首輪などへの装着もお願いします。]
- 迷子や災害、盗難や事故等で飼い主と離れた場合でも、動物愛護管理センターや動物病院などにある登録番号読み取り機で、**飼い主が確実に判ります。**
- 近年発生した **地震などの災害時にも効果を発揮しています。**

## 【注意】住所等の変更手続きを忘れずに！

- ◇登録情報が変わった際は、必ずMCの管理者AIPO（注1）へ変更の手続きを行ってください。
- ◇変更手続きを行っていないために、迷子の動物が保護されても、飼い主に連絡ができない事例が発生しています。

（注1） AIPO（動物ID普及推進会議）  
公益社団法人日本獣医師会内

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階  
TEL:03-3475-1695 FAX:03-3475-1697

【お問い合わせ】福岡市家庭動物啓発センター（ふくおかどうぶつ相談室） TEL 092-891-1231

福岡市・福岡市獣医師会

# お申し込み方法

**迷子札も忘れずに！**

- 官製はがきに次のようにご記入のうえ、お申し込みください。
- お申し込みは、お一人につき1頭に限らせていただきます。
- お申し込み期間はチラシ表面にてご確認ください。



《 記入例 》

(表面)

切手	819-0005	福岡市西区内浜1丁目4番22号
○	福岡市家庭動物啓発センター	行
○	区	
福岡		
太郎		
000-0000		

(裏面)

①郵便番号・住所	000-0000 00区0000
②飼い主氏名(ふりがな)	福岡 太郎
③電話番号	000-0000
④猫の種類, 性別	00, 0
⑤猫の年齢又は月齢	0才0ヶ月
⑥マイクロチップ装着の有無	あり(装着済み)・なし(未装着) ※装着有りの場合は15桁のマイクロチップ番号 (000000000000000000)

- 申し込みが多数の場合は抽選になります。  
同一の猫について複数応募されても、一つの応募として取り扱います。
- 当選された方には、「マイクロチップ装着・不妊去勢手術依頼書兼完了届」と「福岡市獣医師会会員病院名簿」を送付します。
- 当選された方は、「マイクロチップ装着・不妊去勢手術依頼書兼完了届」を福岡市獣医師会会員病院に提出の上、所定の期日までに手術を実施してください。
- 手術後、各病院の定める手術料金から、1頭につき7,500円を差し引いた金額をお支払いください。

\*この事業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条第6項による、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるもの(マイクロチップ等)を講ずるよう努めなければならない」という規定と、「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」第6条第3項による、「動物の飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」という規定に基づき、猫の所有者明示と不妊去勢手術の推進を図るものです。